

# 流山市立おおたかの森中学校いじめ防止基本方針

平成31年3月改訂

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめを発見したらすぐに止め、迅速に組織で対応し、放置しない。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (4) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (5) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

### 2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒等が家庭等において、心身に苦痛を受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

### 4 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置

###### 【構成員と役割】

- |               |  |
|---------------|--|
| ア 校長（総括）      | ・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。<br>・構成員を招集し、「いじめ防止等対策委員会」を開催する。                                      |
| イ 教頭（涉外）      | ・情報を集約し、組織全体の調整を行う。<br>・関係機関の窓口となる。  |
| ウ 教務主任（調整・記録） | ・情報を集約し、組織全体の調整を行う。<br>・校長、教頭の連絡役となる。<br>・いじめが発生した後の対応を時系列で記録する。                             |
| エ 担任、顧問等（指導）  | ・事実の確認のための情報収集を行う。<br>・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。<br>・いじめを行った生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。 |
| オ 学年担当（指導）    | ・担当する学年の生徒の情報収集を行う。<br>・担任、学年主任に報告する。  |
| カ 学年主任（指導）    | ・担当する学年の生徒の情報収集を行う。<br>・校長、教頭に報告する。  |
| キ 生徒指導主任（指導）  | ・生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制の整備をする。<br>・養護教諭や教育相談担当等の連絡・調整を図る。                                   |
| ク 教育相談担当（支援）  | ・問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための体制づくりを行う。  |
| ケ 養護教諭（支援）    | ・生徒の心に寄り添い、職員と連携して支援を行う。   |
- ※ 事案により、部活動顧問や特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーが構成員となる。
- ※ 事案により、市スクールカウンセラー・主任児童委員等を含め柔軟に編成する。

## ② 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめ等の疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめ等に対する組織的対応の中核としての役割

## ③ 会議の開催

- ア 定期的な会議の開催（週1回、生徒指導部会と兼ねて開催）
- イ いじめ等の事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

# (2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

## ① 未然防止

### ア きめこまかな指導

- a 分かりやすい授業（生徒指導の機能を生かした「わかる授業」）の実践
- b 個に応じた指導の充実
- c 読書活動の充実・音読の推進
- d 「学び合い」を取り入れた授業改善

### イ 豊かな心の育成

- a まじめさが大切にされる学校づくり
- b 道徳教育の充実
- c 豊かな人間関係づくり実践プログラムの計画的な実施
- d あいさつ運動の実施
- e 情操の涵養
- f 多様な体験

### ウ 規範意識の育成

- a いじめ防止対策推進法の周知
- b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発
- c 生活規律や学習規律の確立

### エ 生徒会活動を中心とした自発的活動

- a 生徒会・生活委員会でのいじめ撲滅宣言の実施
- b いのちを大切にするキャンペーンの取り組み
- c なくそう「暴力や暴言」キャンペーンの実施
- d 標語・スローガン等の募集活動
- e 朝のあいさつ運動の実施

### オ 教師の人権意識の向上

- a いじめ事例等研修の実施
- b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解  
(P Cを含む情報機器やL I N E等の扱いの共通理解)
- c 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

## ② 早期発見

### ア 定期的なアンケート調査

- a 年2回のいじめアンケートの実施
- b 学期末の生活アンケートの実施
- c 保護者対象のいじめアンケート実施
- d 学級集団の状態の調査を生活状況アンケートやQ-U調査等で実施  
(6月、11月に調査を実施、7月、12月に分析を行う)
- e アンケートやQ-Uの結果を通じて、いじめに限らず、生徒の悩みや心身の状況を詳細に把握する。

### イ 教育相談

- a 教育相談週間の実施(6月・10月)と保護者への啓発
- b 家庭訪問、保護者との二者面談の実施(4・5月、夏季休業中)
- c 生徒の小さな変化を敏感に捉え、面談を実施する等、日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実

### ウ 生徒観察

- a 複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
- b 様々な場面での生徒の人間関係を觀察
  - i 登下校時の様子：独りぼっち、荷物を持たされる、遅刻ぎりぎりの登校等
  - ii 健康観察時：返事、表情、頻繁な体調不良の訴え、外傷や頻繁な保健室への来室等
  - iii 授業時：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等への落書き、隣と席が離れている、発表したがらない、嘲笑または無言等
  - iv 休み時間・昼休み：独りぼっち、集団でのふざけやからかい等
  - v 給食時：隣と席が離れている、食欲がない、極端な盛り付け等
  - vi 部活動時：無断欠席する、頻繁に欠席する、ペアにならない、雑用を押し付けられる等

### エ 欠席した生徒の状況の把握

生徒が欠席した場合は、保護者と電話連絡を行う。欠席が3日となったら家庭訪問を行い、安否確認し状況を確認・把握する。

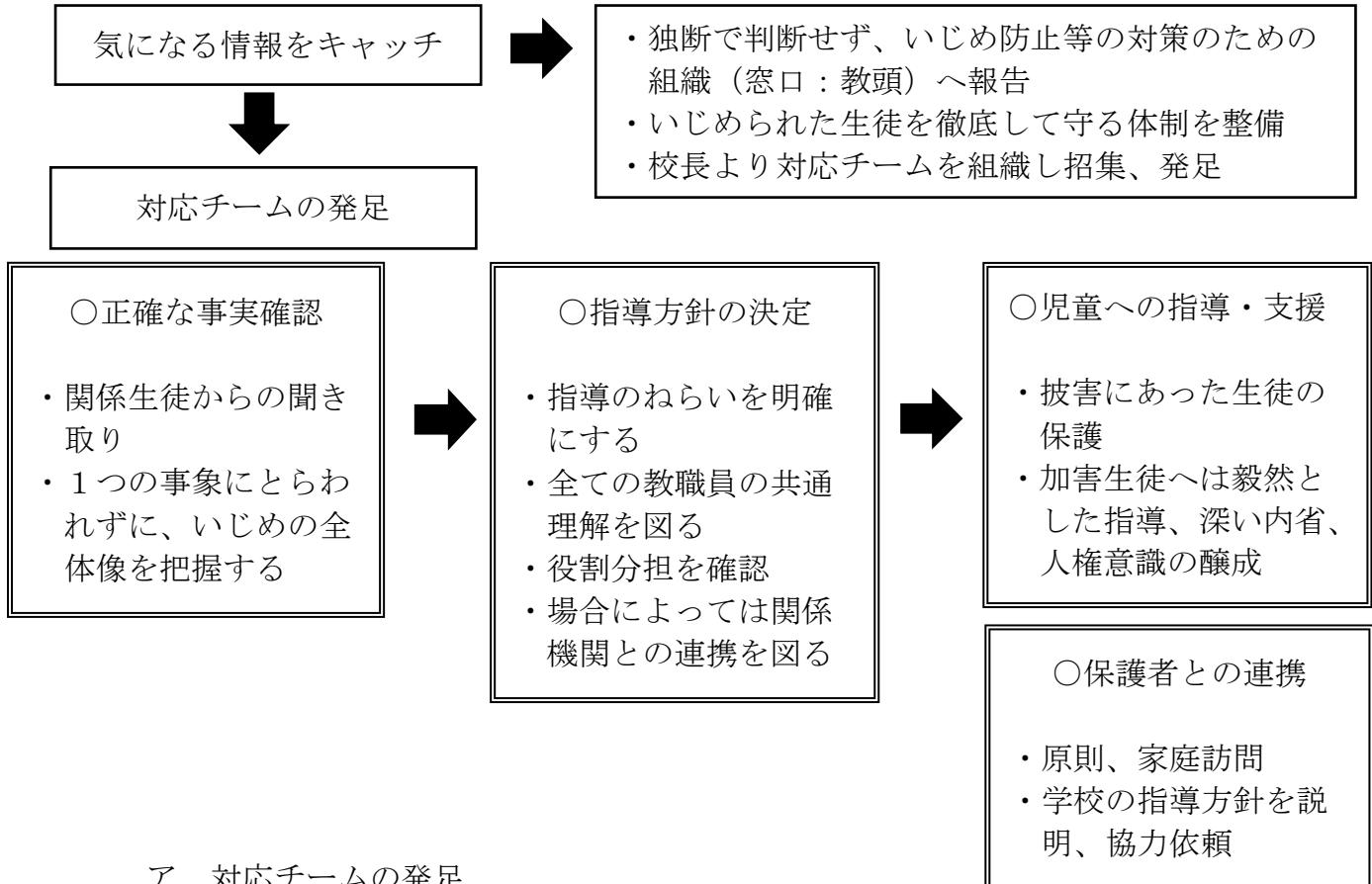
### オ 相談窓口の周知

- a 相談ポストの周知
- b 流山市子ども専用いじめホットラインカードの配付
- c 気になることは、話せる職員にすぐに伝えるよう、通報方法の周知
- d いじめ防止授業プログラムの実施と匿名報告アプリ「ストップ イット」活用の勧め

### カ 保護者からの連絡の周知

- a 子どもに気になる様子があれば、すぐに学校に相談(電話・面談)するよう周知

### ③ 早期対応



#### ア 対応チームの発足

- a 「いじめ防止対策委員会」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるよう柔軟に構成する。

#### イ 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数の職員で聞き取りを行う。
- c いじめた生徒が、いじめられた生徒や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

#### ウ 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にする。
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- c 場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

#### エ いじめられた生徒への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

#### オ いじめた生徒への指導

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを反省させる。
- c 保護者には事実を説明する。
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を得るように留意する。

**力 観衆、傍観者への指導**

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
- c 人権意識の醸成を図る。

**(4) 繼続支援**

**ア チームによる見守り**

- a いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを行う。
- b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

**イ 定期的な個人面談**

- a いじめ解決から継続的に個人面談を行い、状況を把握する。
- b 市の教育相談と連携を図り面談を実施する。

**ウ 家庭への定期連絡**

- a 生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

**エ 進級、進学にともなう引き継ぎ**

- a 情報共有のもと、生徒間の人間関係等の引き継ぎを確実に行う。
- b 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

**(5) 家庭、地域等との連携**

**ア 家庭との連携**

- a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

**イ P T Aや地域との連携**

- a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
- b P T Aといじめ問題について、協議する機会を設ける。

**(6) 関係機関との連携**

**ア 教育委員会との連携**

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c いじめ等の状況について報告し、情報を共有する。いじめ等が原因で欠席が3日となったら必ず教育委員会指導課に連絡する。
- d 出席停止措置について協議する。

**イ 子ども家庭課、青少年指導センターとの連携**

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

ウ 児童相談所、警察署との連携

- a いじめ等における暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては早急に所轄の児童相談所、警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の児童相談所、警察署との連携を図るため、定期的に、または必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

2 学校以外のいじめ相談・通報窓口

相談場所	連絡先
流山市子ども専用いじめホットライン	04-7150-8055 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
流山市青少年センター	04-7158-7830 04-7158-7833
流山市教育委員会教育研究企画室	04-7159-8390
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン *県警少年相談窓口	0120-783-497